平成２２年（フ）第４１６号
兵庫県明石市大蔵町10番１号
債務者　柏木　秀人
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４１７号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の72　県住２―204号
債務者　大西　明子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２１号
兵庫県明石市西新町３丁目６番10号　ステージア明石Ⅱ―202号、旧住所神戸市西区玉津町高津橋266番地の１　セザール第二西神戸206号
債務者　内海　史司
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
神戸市西区玉津町今津364番地の29　県住13―301号
債務者　手島　悦子（旧姓中見）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２５号
兵庫県明石市桜町６番28号　セブンクレーンビル302号
債務者　森本あつ子（旧姓光吉・橘田・木谷）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２６号
兵庫県明石市和坂208番地の３　アメニティコート西明石３号棟104号
債務者　大谷　一隆
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４３４号
神戸市西区櫨谷町栃木80番地の１
債務者　梶原　　学
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４６号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　伊川谷第２高層１―401号
債務者　浮田　卓人
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４４７号
神戸市西区伊川谷町有瀬143番地の２　伊川谷第２高層１―401号
債務者　浮田　益美
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成７８２号
千葉県松戸市五香西３丁目33番地の１グランメール101号
債務者　石本　留夫
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成７８３号
千葉県松戸市五香西３丁目33番地の１　グランメール101号
債務者　石本　京子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成７８４号
千葉県松戸市根本351番地の１　市役所前公団住宅308号
債務者　大原　和雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成７９３号
埼玉県草加市八幡町107―１―106、住民票上の住所千葉県流山市大字西平井403番地の２
債務者　高畠　裕史
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成８０６号
千葉県我孫子市南青山37番地の26　203号
債務者　松崎　藤雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成８１６号
千葉県松戸市高塚新田518番地の６　梨香台団地６棟711号室
債務者　雪室喜久男
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成８２５号
千葉県松戸市新作134番地の５　プロムナード北松戸１―716
債務者　平塚　節雄
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部